

4 関振第 2368 号

令和 5 年 3 月 27 日

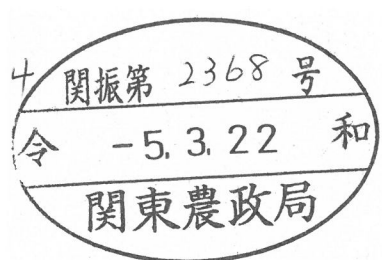
茨城県農林水産部農地局長 様

関東農政局農村振興部長

かんがい期前における農業用排水路における安全管理の徹底について

このことについて、別添のとおり令和 5 年 3 月 20 日付け 4 農振第 3450 号をもって農村振興局整備部水資源課長から通知があったので、引き続き、水路の安全管理の徹底に努めていただくようお願いいたします。

なお、土地改良施設の各施設管理者へは貴職から周知願います。



4 農振第 3450 号  
令和 5 年 3 月 20 日

関東農政局農村振興部長 殿

農村振興局整備部水資源課長

かんがい期前における農業用排水路の安全管理の徹底について

農業用排水路（以下「水路」という。）では、年間を通して転落等の人身事故が発生しており、農林水産省では「農業用排水路における安全管理の手引（令和 2 年 3 月）」（以下「手引」という。）及び「安全管理対策事例集（令和 5 年 3 月）」を作成し、施設管理者等への周知を図ってきたところです。

特に、毎年かんがい期においては水路内の水位が上昇し、人身事故が増加する傾向にあります。このため、本格的なかんがい期が到来する前に下記に取り組むことで、水路の安全管理の徹底に努めていただくよう、貴局管内の都県、施設管理者等への周知をお願いいたします。

記

かんがい期の水路への通水前又は試験通水時に合わせ、次の取組を実施すること。また、施設の点検等作業の実施に当たっては、作業従事者の安全に十分配慮したうえで行うこと（手引 60 頁）。

- (1) 転落等のおそれがある水路の危険箇所の把握（手引 26 頁、30 頁）
- (2) 転落した水路から脱出するための構造及び対策の有無の把握（手引 31 頁）
- (3) 把握した危険箇所における速やかな応急対策等の実施（手引 35 頁、47 頁）

(参考)

○農業用排水路における安全管理の手引（令和 2 年 3 月）

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n\\_anken/attach/pdf/index-13.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anken/attach/pdf/index-13.pdf)

○安全管理対策事例集（令和 5 年 3 月）

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n\\_anken/attach/pdf/index-3.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/nn/n_anken/attach/pdf/index-3.pdf)

